

# 「税金で損をしない」ための 税金 チェックシート



今日からでも実行できる！



知識に不安があっても大丈夫！



注意すべきはどの税金？



個人事業主なら？ 法人なら？



重要な法令・制度もよくわかる！



知らないうちに税金で損している…そんなことのないように、基本的な節税ポイントをまとめました。節税できたお金で、事業のためにできることはたくさんあります。このシートに沿って、納税額を最小限に抑えるための対策をしていきましょう！

# 所得税・法人税、消費税、個人事業税、法人住民税… 「税金の負担」は 知識と工夫で軽減することができます！

税金から逃れることはできませんが、できる限り節税につなげることはできます。そのポイントを知っているのと知らないのとでは、年間の納税額が数十万円違ってくこともあります。税金で損をすることのないように、以下の項目に従って節税のための工夫を確認していきましょう。

また、税金は本事業年度内に発生した所得や、商品やサービスの販売・提供、取得物などに対してかかるものですが、支払いは次年度以降になります。今は余裕があるからと手元のお金を使ってしまうと、実際の納税時にはキャッシュがない…ということになりかねませんので、くれぐれも注意しましょう。

なお、各税金の「納税タイミング」をわかりやすくまとめた特典「税金カレンダー」もありますので、本チェックシートとあわせて、ぜひご活用ください！

[https://sogyotecho.jp/use-service\\_tax\\_calendar\\_lp/](https://sogyotecho.jp/use-service_tax_calendar_lp/)



以下、※「所得税」は個人事業主、「法人税」は法人に関わる税金 ※「消費税」は対象事業者について詳細な要件あり

※その他の税金は、特に記載がない限りは個人事業主および法人どちらにも関わる

税金の種類	個人	法人	項目	内容	確認状況
所得税または法人税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	利益の蓄積か、将来への投資か、どちらを優先するかを決める	<p>税金は基本的に「利益」に対してかかるものなので、利益をどのように考えるかが大きく関係してきます。</p> <p>①売上げのうち、最低限かかる経費以外はなるべく使わず「利益」にする。</p> <p><b>メリット</b> キャッシュが貯まるので、将来の利益変動に備えることができる。対外的な評価が上がリ、融資や出資など資金調達がスムーズに行く</p> <p><b>デメリット</b> 利益が出た分の税金を払わなくてはならない</p> <p>②売上げから最低限かかる経費を差し引いた残りを、将来への投資として広告費・設備費・開発費などに回す。</p> <p><b>メリット</b> 利益が減る（場合によっては赤字になる）ため、節税または免税につながる</p> <p><b>デメリット</b> 対外的な評価が下がり、結果的に必要のない経費がかかることになる可能性もある</p> <p>どちらの方針で行くかは会社によって異なり、経営者が決定すべき重要なポイントです。納税の負担は大きくても利益を蓄積していく①が経営の基本と言えますが、スタートアップの場合は、赤字でも成長への投資を優先する②を選択することもあります。</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上記項目で②を選んだ場合は固定費ではなく変動費に投資する	<p>人件費やオフィス賃料など「固定の支出」が増えると、それを削減することはなかなか難しいため、赤字になってしまう危険があります。利益を将来への投資に回したい場合には、広告宣伝費・販促費・備品など、すぐにやめることができる変動的な支出に投資すれば、いざという時にはそれらの支出を抑えることができます。</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	今期の着地利益の見込みを立てる	<p>今期の着地利益を以下のどちらにするか？といった、利益予測も重要なポイントです。</p> <p>①目標利益に収める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税金面を考慮した目標利益を設定することで、計画的な節税対策ができます。「予測と着地がブレる＝予想外の納税額になる」ことを避けるための指標になるからです。なお、利益は営業の見込みに大きく左右されるため、その見込みを正確に出せるようになることが、経営の精度を上げることにもつながります。</li> </ul> <p>②ギリギリ黒字にする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤字だと納税する必要はなくなり（将来の黒字との相殺、還付金などの可能性も）が、対外的なイメージは悪くなり、融資などが受けられなくなることもあります。逆に、黒字が大きすぎても納税の負担が大きくなります。よって「ギリギリ黒字」を狙うのが得策なのです。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

税金の種類	個人	法人	項目	内容	確認状況
-------	----	----	----	----	------

所得税または法人税

○ ○

必要経費として認められるものを正しく知っておく

以下の経費は「所得を得るために必要だったもの」として認められ、確定申告時に収入から差し引くことができます。残った金額が「所得」で、その所得にかかるのが「所得税」ですから、認められる経費が多いほど納める税金は少なくて済むのです。ちなみに「租税公課」にあたる各種税金は、経費として扱うことができます。

何が経費として計上できるかを正しく把握した上で、普段から「これは経費かな？」という視点を持ち、領収書をもって保管しておくことを忘れないようにしましょう。なお、項目ごとに「経費計上するための条件」は細かく規定されていますので、国税庁のWebサイト等で必ず確認するようにしましょう。

人件費(賃金)	従業員の給料や賞与、退職金など	<input type="checkbox"/>
福利厚生費／法定福利費	従業員の生活・健康と、働きやすい環境を整えるための費用／企業が負担する、従業員の年金や各種保険料	<input type="checkbox"/>
地代家賃	事業用の土地や店舗について支払う賃借料など	<input type="checkbox"/>
賃借料(リース料)	事業に必要な設備や業務スペースなどの使用料	<input type="checkbox"/>
水道光熱費	水道、電気、ガス料金など	<input type="checkbox"/>
保険料	火災保険、自動車保険など各種保険料、経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)の掛金など	<input type="checkbox"/>
減価償却費	10万円以上の資産取得費用を、耐用年数に応じて分割計上する	<input type="checkbox"/>
租税公課(経費になる税金)	消費税(税込み経理方式の場合)、事業税、固定資産税、自動車税など	<input type="checkbox"/>
通信費	電話代、インターネット料金、切手代など	<input type="checkbox"/>
新聞図書費	書籍や雑誌、新聞、資料DVDの購入費、有料情報サイトの登録料など	<input type="checkbox"/>
車両費	事業で車両を所有・維持管理・運用するための費用	<input type="checkbox"/>
外注費	修理や加工等外部に支払った加工賃など	<input type="checkbox"/>
旅費交通費	電車やバス移動の費用など	<input type="checkbox"/>
広告宣伝費	認知度や売上げアップのための、不特定多数に向けたPR費用	<input type="checkbox"/>
販売促進費	購買意欲を喚起して、顧客を獲得するための費用	<input type="checkbox"/>
接待交際費	接待や贈答など、取引先との関係強化・促進のための費用	<input type="checkbox"/>
会議費	社内外の業務上の会議や打合わせ、その際の飲食代など	<input type="checkbox"/>
修繕費	事務所や店舗、自動車といった修理代など	<input type="checkbox"/>
消耗品費	文房具類、パソコン等の10万円未満の品	<input type="checkbox"/>
研究開発費	製品やサービスの新規開発費用、研究開発のためのイベント費用、セミナー受講費など	<input type="checkbox"/>
荷造運賃	商品発送に関する消耗品、運送料など	<input type="checkbox"/>
雑費	上記にあてはまらない費用	<input type="checkbox"/>

「経費」という視点から、より細かな節税ポイントを知りたいという方には創業手帳オリジナル特典『経費チェックリスト』もオススメです。

是非、あわせてご活用ください!



[https://sogyotecho.jp/use-service\\_expense-cklist\\_lp/](https://sogyotecho.jp/use-service_expense-cklist_lp/)

税金の種類	個人	法人	項目	内容	確認状況
所得税または法人税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	開業前の準備費用を経費として計上する	<p>事業を開始するまでにかかった費用も、条件を満たす範囲内で経費に計上することができます(チラシ作成等の広告宣伝費、許認可取得費、印鑑や名刺制作費、店舗工事費、市場調査費、ソフトウェア購入費、webサイトの制作費…など)。これらの費用は「開業費」として処理します(法人の場合は、法人登記までの費用は別途「創立費」とする)。</p> <p>なお、開業費の合計が10万円以上か、10万円未満かで扱いが変わってくる点には注意が必要です。合計が10万円以上の場合は「繰延資産」に計上。必ずしも経費が発生した設立事業年度に経費計上する必要はなく、利益が多く出た事業年度に「開業償却費」として経費処理することができる(一括でなくてもよい)ので、創業期の節税対策として非常に有効です。一方、合計が10万円未満の場合は、開業日の日付で、各費用内容に該当する勘定科目を使用して経費計上します。なお、1つあたり10万円以上となる備品については、開業費ではなく固定資産となります。</p> <p>気になるのは「どのくらい前のものから経費になるのか」という点ですが、概ね1~3カ月程度なら経費として認められるケースが多いでしょう。ただし、本当に設立準備にかかった費用だと説明できるよう、領収書の保管や仕訳帳・減価償却資産台帳への入力もしっかり行っておくべきです。それよりも前に発生する設備投資などは、まずは個人として取得し、創業後にそれを会社に移すなどして処理するが現実的です。</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	未払費用をもれなく計上する	<p>未払費用とは、今期中に発生した費用のうち、支払いが来期になるもののことです(通信費や、従業員の給与など)。決算では、この未払費用も今期の費用として計上することができるため、もれなく計上すれば節税につながります。</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	不要な在庫を処分する	<p>不要在庫などの資産は、処分すれば帳簿に載せる必要がなくなる上、処分費用を損金として計上できるので節税につながります。原価より安く売却した場合にはその差額を「売却損」として、廃棄処分した場合には原価の全額を「棚卸廃棄損」として計上します。ただし、こうした計上には一定の要件があるのに加え、確定申告の際に廃棄証明書などの証明書類を添付することが必要になります。</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「少額減価償却資産の特例」を活用する(2026年3月31日まで)	<p>10万円以上のものを購入すると、原則、固定資産として耐用年数に応じて減価償却をする必要があります。例えば、20万円のを5年の定額法で減価償却する場合、経費にできるのは1年間で4万円(それを×5年)となります。</p> <p>ところが、青色申告をしている個人事業主や中小企業が30万円未満のものを購入した場合に限り、かかった金額を一括で損金として計上することができるため、節税につながられます(これが、少額減価償却資産の特例)。ただし、「事業年度ごとの上限は300万円」「従業員500名以下」「確定申告で所定の明細書を添付する」などの要件があります。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm</a></p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「短期前払費用の特例」を活用する	<p>継続して支払うことが確定している費用を年払い契約にした場合、その前払費用はいったん資産に計上し、実際に提供を受けた分だけを都度、経費にしていくのが原則です。これを「支払い時に全額、必要経費にしてもよい」とするのが「短期前払費用の特例」で、利用すれば所得税や法人税の節税につながります。</p> <p>なお、この特例を利用するには、支払日から1年以内に役務の提供を受けること、実際に費用を事業年度末までに支払っていること、継続して役務の提供を受けること、賃貸契約の契約書上も年払いとし、毎年継続して年払いにすること…などの要件があります。具体的には、オフィスの家賃や駐車場代、サーバーレンタル料、電子版新聞の年間購読料(印刷版は対象外)、保険料…などが該当します。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5380.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5380.htm</a></p>	<input type="checkbox"/>



税金の種類	個人	法人	項目	内容	確認状況
所得税または法人税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地方拠点強化税制の「雇用促進税制」を活用する (2026年3月31日まで)	<p>①地方での本社機能の拡充、または②東京23区から地方への本社機能の移転を行い、その本社機能を有する施設で雇用者(有期雇用またはパートタイムの雇用者を除く)の数を増加させた場合には、①は雇用者増加数1人あたり最大30万円、②は雇用者増加数1人あたり最大3年間で170万円の税額控除が受けられます。</p> <p>税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。また、ハローワークへの「雇用促進計画」提出が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「賃上げ促進税制」を活用する (2027年3月31日まで)	<p>青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、所得税・法人税の税額控除が受けられます。その控除率は「企業規模」「継続雇用社の給与支給額の前年度比」に加え、「上乗せ要件①:教育訓練費」「上乗せ要件②:子育てとの両立・女性活用支援」によって決まり、大企業・中堅企業では最大35%、中小企業では最大控除45%となっています。</p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	青色申告の「損失申告」を活用する	<p>青色申告をしていれば、個人事業主は3年、法人なら最大10年まで赤字を繰り越すことが可能です。そうすると、翌年以降に黒字になった場合、過去の赤字と相殺することで還付を受けることができ(欠損金の繰り戻しによる還付)、所得税や法人税の節税につながります。またこれは、将来黒字化した時の節税対策にもなります。</p>	<input type="checkbox"/>
所得税	<input type="radio"/>	—	青色申告の「特別控除」最大65万円を活用する	<p>青色申告特別控除は、「黒字決算の青色申告者」であれば誰もが受けることのできる控除です。控除金額には10万円・55万円・65万円の3段階があり、節税効果がより大きい最高65万円の控除はかなりのメリットになります。</p> <p>なお、65万円の青色申告特別控除を受けるためにはe-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出(送信)する必要がありますので注意しましょう。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2072.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2072.htm</a></p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	—	青色申告の「青色事業専従者給与」を活用する	<p>個人事業主や小規模ビジネスのオーナーで、配偶者や子供に仕事を手伝ってもらっている場合、これら家族従業員(税制上は「専従者」)の給与は原則、経費することができません。これは、個人事業主本人の収入を、生計が同一の家族に付け替えただけとみなされてしまうからです。経費として見なされない額には所得税額控除が受けられず、その分、納税の負担が増えることになってしまいます。</p> <p>しかし、青色申告者が事前に必要な手続きをしている場合は例外的に、家族に支払った給与を「青色事業専従者給与」として、経費にすることができます。毎年数十万円程度、納税額が変わってきますので、ぜひ手続きをしましょう。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2075.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2075.htm</a></p>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	—	経費処理に「家事按分」を適用する	<p>家事按分とは、個人事業主が家賃や光熱費などで払ったお金のうち事業で使った分を、その割合に応じて経費に計上することです。例えば、自宅を事務所と兼用していて、毎月家賃を10万円払っている場合、事業で使用している面積がおよそ30%だとすると、10万円×30%=3万円を毎月経費に計上しても良いという考え方です。</p> <p>このような「家事按分」で経費に計上できる可能性があるものには、家賃、光熱費、通信費、自動車関連費(保険料、ガソリン代、修理代、駐車場代など含む)などが挙げられます。その割合の根拠は、面積以外にも「使用時間」「使用しているコンソートの数」「走行距離」など、合理的な説明ができるものであれば大丈夫です。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/07/01.htm">https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/07/01.htm</a></p>	<input type="checkbox"/>

税金の種類	個人	法人	項目	内容	確認状況	
所得税	○	—	対象となる控除申請を活用する	<p>確定申告時に、以下、最大15種類の控除申請を行うことができます。中でも、iDeCoへの加入やふるさと納税による控除は、近年注目を集めている節税対策です。それぞれの控除が可能となる要件は別途、定められていますので、国税庁のWebサイト等で必ず確認してください。また、いずれも申請をしなければ控除を受けることができませんので、忘れずに申請するようにしましょう。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1100.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1100.htm</a></p>		
				基礎控除	合計所得金額により、最大95万円の控除を受けることができる。合計所得金額により控除金額が変わるため要注意。	<input type="checkbox"/>
				配偶者控除	納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、所得金額が年間58万円以下の配偶者がいる場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>
				配偶者特別控除	納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、所得金額が年間58万超～133万円以下の配偶者がいる場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>
				特定親族特別控除	19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に受けられる。合計所得金額により控除金額が変わるため要注意。	<input type="checkbox"/>
				扶養控除	配偶者以外の扶養家族が増えた場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>
				勤労学生控除	一定水準以下の給与所得のある学生に適用される。	<input type="checkbox"/>
				ひとり親控除	納税者がひとり親の場合に受けられる(男親、女親を問わず)。	<input type="checkbox"/>
				寡婦控除	配偶者と離婚・死別している場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>
				障害者控除	納税者および同一生計配偶者、扶養家族が所得税法上の障害者である場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>
				雑損控除	災害や盗難、横領などで資産に損害を受けた場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>
				医療費控除	医療費が一定額(納税者と生計を同じくする配偶者や親族の医療費の合算で10万円)を超えた場合に受けられる	<input type="checkbox"/>
				社会保険料控除	健康保険や公的年金等の社会保険料を支払った場合に受けられる	<input type="checkbox"/>
				小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済やiDeCo等に参加し、その掛金を支払った場合に受けられる。規定内の共済等であれば、複数の併用も可能。	<input type="checkbox"/>
				生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>
地震保険料控除	地震保険(または、特定の損害保険契約等の地震等損害部分)の保険料または掛金を支払った場合に受けられる。	<input type="checkbox"/>				
寄附金控除	国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人などに一定の寄附をした場合に受けられる。個人が行った「赤い羽根共同募金」や「ふるさと納税」もこれに含まれる。	<input type="checkbox"/>				
○	—	法人成りを検討する	<p>個人事業主が株式会社や合同会社などの法人を設立し、事業を法人に変更することを「法人成り」と言います。法人成りすると社会的な信用が増すほか、計上できる経費の範囲が変わる(一般的には法人のほうが、会計が整備されているため、費用と認められる範囲が広がる傾向)ため、結果として納める所得税を抑えられる可能性があります。</p> <p>法人成りをするタイミングを判断する指標のひとつに「所得金額が800万円超かどうか」があります。個人事業主は累進税率のため、所得が増えれば増えるほど税率も高くなるからです。一方、法人税の税率は固定で、所得800万円以下の場合が15%、所得800万円超の場合が23.20%です。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5759.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5759.htm</a></p>	<input type="checkbox"/>		



税金の種類	個人	法人	項目	内容	確認状況
法人税	—	○	経営者使用の住宅・車や必要費用を会社名義や経費にする	<p>例えば、<b>経営者の自宅を社宅にすれば</b>、家賃のうち一定額を損金計上することが可能です。住宅の規模などによって金額設定のルールは異なりますが、あまりに低すぎる場合は現物支給として課税されるので注意が必要です。</p> <p>また、<b>経営者が所有する自家用車を社用車に転用した場合</b>も、購入時の「取得金額」から自家用車として使用していた「減価償却費相当額」を差し引いた「減価償却費」を、経費に計上することができます。さらに、燃料費や自動車保険料、車検費用なども経費扱いにできます。ただし、社用車をプライベートでも使用するなら利用規程を作成し、一定の利用料を会社に支払うなどのルールを決めておく必要があります。</p> <p><b>従業員だけでなく経営者が出張した際にも「旅費日当」を支給すれば</b>、節税につながります。旅費日当とは、出張中にかかった宿泊費や交通費以外の、食費や通信費などのことで、会社の旅費規程にもとづいて支払われていれば経費扱いになります。ちなみに個人事業主の場合は、従業員の旅費日当は経費にできませんが、事業主本人分は経費にできません。</p>	<input type="checkbox"/>
	—	○	損金算入(経費計上)できる形で役員報酬を決める	<p>法人の場合、経営者や役員は給与ではなく「役員報酬」を受け取りますが、<b>その役員報酬が定期同額給与の要件を満たせば(支払われる金額が事業年度内は固定で、1カ月以下の一定期間ごとに支払われる、など)損金として計上することができ、法人税を節税することができます。</b></p> <p>ただし、法人税を減らそうとして役員報酬を増やすと、個人の所得税が増加し、トータルでの納税額がかえって増えてしまうケースがあるため、専門家と相談した上で適正な金額を決めることをおすすめします。また、役員報酬を損金計上する場合は、根拠資料として株主総会での議事録を作成して保存しておく必要があります。なお、役員報酬の金額の決定や変更は株主総会で決めることとなっています。</p> <p>▼参考サイト  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5211.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5211.htm</a></p>	<input type="checkbox"/>
消費税	△	△	消費税の免税事業者でいられる期間をできるだけ延ばす	<p><b>「前々年の課税売上が1,000万円以下である場合」は消費税の納税が免除されます。</b>初年度は前々年度の売上げが存在しないため、課税対象がない=納税しなくてもよいこととなります(ただし、法人の場合は設立時の資本金が1,000万円未満であることが条件)。さらに、設立時期によっては初年度が1年間ではなく中途半端な月数になることもあり、その場合の「前々年」は設立時を起点とした1年間で換算するため、実質2年間、消費税が免除されることとなります。</p> <p>ただし、以下に「免税されない」主な例外を挙げますので、該当する場合は注意しましょう。</p>	<input type="checkbox"/>
				<p><b>【例外①】創業1・2年目で、事業年度開始日の資本金が1,000万円以上の場合</b>  設立時の資本金が1,000万円未満で1期目は免税事業者であっても、創業1年目の途中で増資し、資本金が1,000万円以上になった場合には、2年目の納税は免除されません。なお、この規定は法人にのみ適用されるもので、個人事業者はこの限りではありません。</p>	<input type="checkbox"/>
				<p><b>【例外②】前年の上半期の売上げが1,000万円を超えた場合</b>  ただし創業2年目以降は、売上げの代わりに「給与等の支払額」によって免税となるかどうかを判定することもできます。もし前年上半期の売上げが1,000万円を超えていても、給与等の支払額が1,000万円以下であれば消費税の納付が免除されるのです。幸いにも売上げが伸びてしまった場合には、給与額の設定を慎重に調整するなどして、条件にあてはまるようにするのもひとつの手です。</p>	<input type="checkbox"/>
			<p><b>【例外③】インボイス登録を行った場合</b>  インボイス登録を行うには、課税事業者になることが必須です。事業によっては免税事業者でいるよりも、課税事業者となってインボイス登録を行ったほうが良いケースもあります。ちなみに、支払った消費税のほうが受け取った消費税よりも多くなるような輸出免税の会社や赤字の会社は、課税事業者を選択したほうが税務署に還付請求することができます。</p>	<input type="checkbox"/>	

税金の種類	個人	法人	項目	内容	確認状況
個人事業税	○	—	事業所得金額「290万円」を意識する	<p>1年間(1月1日～12月31日)の事業所得金額が290万円未満の場合、個人事業税は発生しません。もし、事業所得が290万円前後になる見込みの場合は、290万円を超えないようにしたほうが、節税につながります。</p> <p>例)</p> <p>12カ月フル営業した場合:月あたり約24万円の事業所得がボーダーライン</p> <p>10月に創業したばかりで3カ月しか稼働していない場合: 月あたり約96万円の事業所得がボーダーライン</p>	<input type="checkbox"/>
法人住民税	—	○	会社設立日は、その月の「2日」以降にする	<p>法人住民税の均等割は、「事業年度末で判定される適用税率」×「存在月数」÷12で計算されるのが原則です。ただし、存在月数に1カ月に満たない端数が生じた場合は、それを切り捨てて計算します。よって、<b>設立日をその月の2日以降にすればその月は「1カ月」とカウントされず、住民税1カ月分を節税することができます。</b></p> <p>例)</p> <p>4月1日に設立 → 4月に会社が存在した日数が1カ月を満たすので、4月も存在月数「1」として計算</p> <p>4月15日に設立 → 4月に会社が存在した日数は16日で、1カ月に満たないので、4月は存在月数に含めない</p>	<input type="checkbox"/>
固定資産税	○	○	不動産の取得は、節税につながるタイミングで行う	<p>①建物のみの場合</p> <p>固定資産税は、毎年その年の1月1日時点で固定資産(建物や機械、土地など)を所有している場合に発生しますので、固定資産を取得するなら<b>1月2日以降にしたほうが節税につながります。</b></p>	<input type="checkbox"/>
				<p>②土地付きの建物の場合</p> <p>土地は常に存在するものなので、所有者が移転すると、新しい所有者が日割で固定資産税を支払うのが通例です。しかも、更地より、建物が建設された土地のほうが固定資産税は安くなります(最大1/6に減額)。①のように年始に建物の契約を結び、土地は通常、建物に先駆けて登記変更が行われるため年内のうちに登記変更することになり、その結果、土地のみにかかる割高な固定資産税を支払うことになってしまいます。よって、<b>年内に建物の売買契約も成立させ、土地(建物あり)に対する減額された固定資産税を支払ったほうが得になります。</b></p>	<input type="checkbox"/>
				<p>③ローンを組んだ購入の場合</p> <p>年末時点のローン残高が多いほど、控除額(ローン残高の約1%、10年に渡って受けられる)も高くなります。ですから、<b>ローンがより多く残っている年末ギリギリに入居したほうが、たくさん控除されて節税につながります。</b>ただし、入居した年内に住宅ローンの契約をしていなければ、その年の控除は受けられなくなるので注意が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
自動車税	○	○	社用車の購入は、その年の4月2日以降にする	<p>自動車税は、毎年その年の4月1日時点で自動車を所有している場合にのみ発生します。つまり、自動車を購入する場合は翌日の4月2日以降にすれば、その年の自動車税は納めなくてよいこととなります。</p>	<input type="checkbox"/>
全般	○	○	税理士や税務署に相談する	<p>怖い印象のある税務署ですが、税金で分からない点を聞くと意外に、親切に教えてくれます。ただ、<b>経営的に有利な方法や、経営状態を背景にしたアドバイスについては、プロの税理士に相談することをおすすめしています。</b></p> <p>優れた顧問税理士は、税務だけでなく、経営課題や資金調達も含めてアドバイスしてくれます。しかし、税理士は、人により力量が大きく変わる職業でもあります。<b>税務と経営支援の実力があり、スタートアップ向きの、コミュニケーション力に優れた、料金の高くない税理士を見つけるのは簡単なことではありません。</b></p> <p>創業手帳ではそうした起業家向けの税理士で、お近くの方を無料で紹介・マッチングもしています。お気軽にお問い合わせ下さい。 <a href="mailto:info@sogyotecho.jp">info@sogyotecho.jp</a> に税理士紹介希望とご連絡下さい。</p>	<input type="checkbox"/>